

<目次>

令和 7 年 6 月号

1. 令和 7 年夏季一時金の妥結水準集計と夏季一時金の見通し
2. 産業別にみる夏季賞与 1 人平均支給額（令和 6 年度実績）紹介
3. 令和 7 年 6 月 1 日に改正労働安全衛生規則が施行されます
4. 在職老齢年金の支給停止調整額が変更されました

1. 令和 7 年夏季一時金の妥結水準集計と夏季一時金の見通し

そろそろ夏季賞与の季節です。各シンクタンクが公表した夏季賞与・一時金の見通しを比較しました。
事業規模 5 人以上の民間企業の 1 人当たり支給額の前年比についてそれぞれ増加の予想が出されています。

	三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング	日本総合研究所	みずほ総合研究所	第一生命経済研究所
一人当たり支給額の前年比(%)	+2.6	+2.2	+2.4	+2.3

資料出所 ※1 https://www.murc.jp/library/economyresearch/forecast/bonus/bonus_2504/
 ※2 <https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/research/pdf/15706.pdf>
 ※3 <https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/2025/pdf/insight-jp250414.pdf>
 ※4 <https://www.dlri.co.jp/files/macro/431733.pdf>

民間企業の 2025 年夏のボーナスの支給率は各シンクタンクいずれも前年から増加すると見込んでおり、昨年につづき 4 年連続で高い伸びとなることが予想されています。好調な企業業績と堅調な雇用情勢が追い風となり前年からの伸びが拡大するものと考えられています。併せて 2025 年の春闘では高い賃上げが実現しましたが、月例給与の増加が支給月数の増加と相まってボーナス増につながる面もあり、高い伸びとなることが予測されています。

2. 産業別にみる夏季賞与 1 人平均支給額（令和 6 年度実績）紹介

賞与支給の参考資料として厚生労働省毎月勤労統計調査（地方調査：福岡県）から、産業別に事業所規模 30 人以上の民間企業における令和 6 年の夏季賞与について、支給労働者 1 人平均支給額などを紹介します。

産業	1 人平均支給額		支給月数	
	金額（円）	対前年増減率(%)	月数	対前年差（月数）
電気・ガス・熱供給・水道業	986,589	15.1	2.03	△ 0.33
金融業、保険業	817,719	14.0	1.85	△ 0.01
情報通信業	611,807	0.7	1.22	0.02
教育、学習支援業	536,529	△ 14.1	1.54	△ 0.14
学術研究、専門・技術サービス業	607,257	2.7	1.78	0.11
建設業	528,476	1.7	1.31	△ 0.03
製造業	539,537	7.1	1.44	0.07
不動産業、物品賃貸業	388,645	16.6	1.15	△ 0.03
複合サービス事業	432,679	△ 0.6	1.50	△ 0.04
医療、福祉	316,090	9.6	1.08	0.08
卸売業、小売業	309,151	△ 6.9	1.02	△ 0.13
運輸業、郵便業	456,408	7.7	1.41	△ 0.17
サービス業（他に分類されないもの）	157,811	2.8	1.00	0.01
生活関連サービス業、娯楽業	123,190	△ 18.1	0.84	0.22
宿泊業、飲食サービス業	34,597	△ 17.2	0.30	△ 0.14

（令和 6 年 6 月から 8 月に支払われた賞与・企業規模 30 人以上を対象）

3. 令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます

地球温暖化に伴い、毎年のように過去最高の気温である報道がなされています。5月に入ったことで急激に気温が上がっており、熱中症対策が必要な時期がやってまいりました。

労働安全衛生法および省令では、会社に対し、高温などによる健康障害を防止するため必要な措置を講じるよう令和7年6月1日より義務として改正がなされます。本号では具体的な内容をご案内いたします。

現場における対応

熱中症の恐れがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が事業者には義務付けられています。

1 労災発生時の連絡体制等フローの作成・周知

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症の恐れがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めてください。

2 熱中症に関する知識、応急的対応の教育及び徹底

熱中症の恐れがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業上において、労働者以外の熱中症の恐れのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

対象となるのは

「WBGT28度以上」又は「気温31度以上」の環境下で「連続1時間以上」又は「1日4時間を超えて」実施が見込まれる作業

施行まで1か月足らずです。ご自身の会社が対象となるのかを確認していただいた後、必要に応じて対策を検討、措置を講じていただきますようよろしくお願いいたします。不明点等がございましたら、COMMITMENTまでお問い合わせください。

4. 在職老齢年金の支給停止調整額が変更されました

老齢厚生年金を受け取られている方が厚生年金保険に加入している場合、年金の額と給与等の額の合計額が一定の基準を超えたとき、年金の全部または一部が支給停止されます。令和7年4月より支給停止の基準となる合計額が変更されましたので、計算方法とともにご案内いたします。

【在職老齢年金による調整後の年金支給月額の計算式】

・基本月額と総報酬月額相当額との合計が51万円以下の場合

→全額支給

・基本月額と総報酬月額相当額との合計が51万円を超える場合

→一部支給停止

支給停止額計算式：基本月額－（基本月額＋総報酬月額相当額－51万円）÷2

【言葉の定義】

支給停止調整額：51万円（令和6年度は50万円）

基本月額：厚生年金の額

総報酬月額相当額：月額給与＋直近1年間の賞与÷12